



第63期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 大阪府門真市新橋町2番11号
当社本店 2階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第63期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 事業報告 | 28 |
| 連結計算書類 | 47 |
| 計算書類 | 49 |
| 監査報告 | 51 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第9号議案 取締役賞与支給の件

株主各位

大阪府門真市新橋町2番11号

東和薬品株式会社

代表取締役社長 吉田逸郎

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力（4頁参照）されるか、いずれかの方法により、2019年6月24日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府門真市新橋町2番11号

当社本店 2階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

第9号議案

取締役賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とインターネット上の当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されております。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.towayakuhin.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時40分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたはスマートフォン、携帯電話)

各議案に対する賛否をご入力ください。
行使方法につきましては、次頁をお読みください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時40分入力分まで

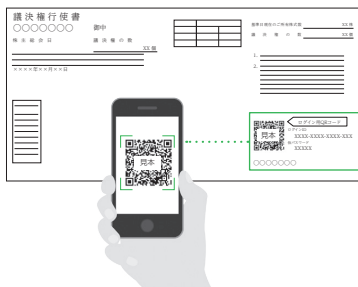
- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

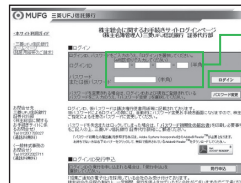
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

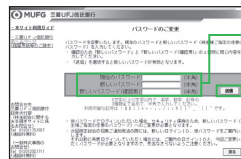
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、任意のパスワードにご変更ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関する
お問い合わせ先



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様への安定的な配当を維持していくことを重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績及び財政状況等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、次のとおり1株当たり12円50銭を増配いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金60円 配当総額 984,182,340円 なお、中間配当金として1株につき47円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき107円50銭となります。 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2019年6月26日 |

(注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当期（第63期）の期末配当につきましては、配当基準日が2019年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の監査を担うことができる監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

- ①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ②経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。
- ③今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- ④取締役相談役については、設置する必要性が認められなくなったことから、当該規定を削除するものであります。
- ⑤上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------------|----------------------------------------|
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (1) 医薬品の製造、売買ならびに輸出入 | (1) 医薬品の製造、売買ならびに輸出入 |
| (新 設) | <u>(2) 健康に関する製品、サービスの企画開発、提供ならびに売買</u> |
| (2) 医薬部外品、化粧品の製造、売買ならびに輸出入 | (3) 医薬部外品、化粧品の製造、売買ならびに輸出入 |
| (3) 医薬品原料および工業薬品の製造、売買ならびに輸出入 | (4) 医薬品原料および工業薬品の製造、売買ならびに輸出入 |

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 食品および食品添加物の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>(5) 医療用機械器具等の売買ならびに輸出入</p> <p>(6) 医薬品その他の分析試験、安全性試験の受託業務</p> <p>(7) 情報提供サービス業、印刷業および労働者派遣業</p> <p>(8) その他各号に付帯する一切の業務</p> | <p>(5) 食品および食品添加物の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>(6) 医療用機械器具等の売買ならびに輸出入</p> <p>(7) 医薬品その他の分析試験、安全性試験の受託業務</p> <p>(8) 情報提供サービス業、印刷業および労働者派遣業</p> <p>(9) その他各号に付帯する一切の業務</p> |
| <p>第3条（条文省略）</p> | <p>第3条（現行どおり）</p> |
| <p>（機 関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> | <p>（機 関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p>(3) 会計監査人</p> |
| <p>第5条～第17条（条文省略）</p> | <p>第5条～第17条（現行どおり）</p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> |
| <p>（員 数）</p> <p>第18条 当社の取締役の員数は、<u>15</u>名以内とする。</p> | <p>（員 数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>8</u>名以内とする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> | <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(任 期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>3 増員または任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当社の監査役の員数は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 <u>(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | よしだ いてろう 吉田逸郎 (1951年4月27日) 所有する当社の株式数 485,103株 再任 | 1979年5月 当社入社 1983年10月 当社経理部長 1983年12月 当社取締役経理部長 1986年8月 当社取締役総務部長 1990年4月 当社取締役社長室長 1990年6月 当社専務取締役社長室長 1991年6月 当社専務取締役生産本部長 兼 社長室長 1991年11月 当社専務取締役社長室長 1996年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長 |
| | 【取締役候補者とした理由】 当社グループ全体の事業及び経営・管理に関する業務に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。 | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | <p>このかずひこ 今野和彦 (1954年10月8日)</p> <p>所有する当社の株式数 1,887株</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">再任</p> | <p>1977年4月 関東医師製薬(株)入社</p> <p>1998年11月 当社入社 生産本部山形工場品質保証部次長</p> <p>2005年4月 当社生産本部山形工場品質保証部長</p> <p>2007年4月 当社信頼性保証本部品質保証部長</p> <p>2009年10月 当社生産本部大阪工場長</p> <p>2013年6月 当社取締役生産本部副本部長</p> <p>2014年4月 当社取締役生産本部長</p> <p>2017年6月 当社常務取締役生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 当社において主として生産及び品質保証部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | たなかまさお 田中政男 (1954年7月4日) 所有する当社の株式数 640株 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">再任</div> | 1978年4月 参天製薬(株)入社 2007年4月 同社内部監査室長 2009年3月 同社経理部財務課チーム チームマネージャー 2009年4月 当社入社 内部監査室次長 2011年4月 当社内部監査室長 2016年10月 当社広報・IR室長 兼 人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役 管理本部担当 (現任) (重要な兼職の状況) 該当なし |
| 【取締役候補者とした理由】 管理部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としたしました。 | | |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2019年4月1日付で実施した株式分割前の当期末（2019年3月31日）現在の株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | しらかわとしお 白川敏雄 (1952年10月12日) 所有する当社の株式数 2,713株 新任 | 1978年9月 アイシーアイファーマ(株) (現アストラゼネカ(株)) 入社 2006年10月 当社入社 研究開発本部開発部 部長 2008年4月 当社企画本部製品戦略部長 2015年6月 当社常務取締役事業開発室 及び 国際部管掌 製品戦略部長 2017年4月 当社常務取締役製品戦略本部 兼 国際事業本部 兼 開発企画室担当 2019年4月 当社常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 該当なし |
| | 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社において主として戦略及び企画部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の監督機能を強化することが期待されるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。 | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | <p>えい き のり かず 栄 木 憲 和 (1948年4月17日)</p> <p>所有する当社の株式数 -</p> <p>社 外 新 任</p> | <p>1979年8月 日本チバガイギー(株)入社 1994年1月 バイエル薬品(株)入社 1997年3月 同社取締役滋賀工場長 2002年7月 同社代表取締役社長 2007年1月 同社代表取締役会長 2010年4月 同社取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社外取締役 (現任) 2015年4月 (株)ファンペップ社外取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役</p> |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についての助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | | |

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひぐち ひで あき 樋口 秀明 (1971年4月14日) 所有する当社の株式数 - <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">新 任</div> | 1994年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行 2006年 12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年 4月 GCAサヴィアングループ(株)(現 GCA(株)) 入社 2008年 7月 公認会計士登録(現任) 2011年 5月 樋口秀明公認会計士事務所 代表者(現任) 2011年 7月 税理士登録(現任) 2012年 6月 (株)ソフト99コーポレーション社外監査役(現任) アイオン(株)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 樋口秀明公認会計士事務所 代表者 (株)ソフト99コーポレーション社外監査役 アイオン(株)社外監査役 |
| 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 M&Aアドバイザー業務を通じて培われた専門的な経験と知見や経営学修士、公認会計士としての財務及び会計に関する経験と知見を活かして、経営の透明性と客観性向上についての助言・提言が期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。 | |

- (注) 1. 樋口秀明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 樋口秀明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 樋口秀明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 樋口秀明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において、年額300百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、その職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、基本報酬、年次賞与及び中長期業績連動型株価連動報酬（下記<ご参考>3.②をご参照ください。）を含めて年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれず、また、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」の譲渡制限付株式付与のための報酬額は含まれません。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

そのうち、中長期業績連動型株価連動報酬の対象である取締役は1名となり、当該取締役には、譲渡制限付株式報酬（下記<ご参考>3.①をご参照ください。）は支給しないものといたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、当事業年度に係る年次賞与支給額は、第9号議案「取締役賞与支給の件」としてお諮りしておりますが、本議案が原案どおり承認可決されますと、翌事業年度以降に係る年次賞与支給は、上記報酬額（年額550百万円以内）の範囲内で支給することといたします。

<ご参考>役員報酬制度改定における報酬構成要素

1. 基本報酬（本議案の報酬額の対象）

毎月の一定額を支給する金銭報酬です。

2. 年次賞与（本議案の報酬額の対象）

前期の年度計画の達成率や個人の業績評価等を勘案して支給する金銭報酬です。

3. 当社は、本議案及び第8号議案により、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的とした中長期業績連動型株式関連報酬として、以下の①及び②を導入することとし、対象となる取締役によりこれら①または②を択一的に付与いたします。

①譲渡制限付株式報酬（第8号議案の報酬額の対象）

中期経営計画の達成率によって変動する株式報酬です。

②中長期業績連動型株価連動報酬（本議案の報酬額の対象）

中期経営計画の達成率と株価によって変動する金銭報酬です。

具体的には、中期経営計画期間を評価期間として、役位別に定める付与ポイント数に、中期経営計画の連結営業利益額の目標達成度合いに応じた支給率及び評価期間満了時における当社普通株式の時価を乗じた額の金銭を支給するものです。

かかる報酬の対象者は、上記3. ①の報酬は支給されません。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、その職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、年額70百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と当社業績及び株主価値との連動性を明確にし、企業価値増大の貢献意識及び株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、中長期業績に連動した株式関連報酬制度を導入いたします。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が承認可決された場合における報酬限度額（年額550百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、対象取締役に対して、新たに中長期業績連動型株式関連報酬の一つとして、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給させていただきたいと存じます。

2. 報酬の額

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度約33百万円以内での支給に相当すると考えております。なお、中期経営計画の対象期間である3事業年度の途中で就任する取締役に対しては就任時期などを踏まえた上で、対象期間の途中において当該報酬を支給することがあります。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。そのうち、本制度の対象取締役は2名となります。

3. 報酬の具体的な内容

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年19,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた

場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度6,500株以内の付与になると考えております。なお、本制度導入初年度は、中期経営計画(2018-2020年)期間の2年目に当たるため、2年分を付与する予定です。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、連結営業利益など当社の中期経営計画に掲げる指標の予め定める事項における達成度(以下、「業績達成度」という。)に応じた数の本割当株式(以下「業績連動割当株式」という。)について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、在任期間及び業績達成度を踏まえ、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 無償取得事由

当社は、以下の各時点で、以下の各本割当株式の全部又は一部について、当然に無償で取得する。

- ① 上記（１）の定めに従い譲渡制限期間が満了した直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式
- ② 上記（３）の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式
- ③ 中期経営計画の対象期間が終了した時点において、業績連動割当株式でない本割当株式

(5) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第9号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役2名を除く取締役7名に対し、当事業年度の業績並びに過去の役員賞与支給額等を勘案して、取締役賞与として総額82百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

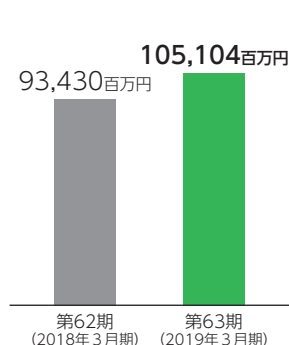
当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に足踏みがみられるものの、雇用情勢の改善が継続し、景気は緩やかな回復が続いています。一方、先行きに関しては、個人消費は緩やかに増加していますが、米国発の貿易摩擦による世界経済への影響が懸念され、不透明な状況が続いています。

ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まりました。2018年4月の診療報酬改定や第3期医療費適正化計画などにおいて各種施策が講じられており、現在のジェネリック医薬品の数量シェア74.7% (2018年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ) から、80%目標に向けて、着実にジェネリック医薬品の普及が進むものと見込まれます。一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年4月に薬価制度の抜本改革が行われ、「上市から12年が経過した後発品については1価格帯を原則とする」こと等が決まりました。

■売上高

105,104百万円

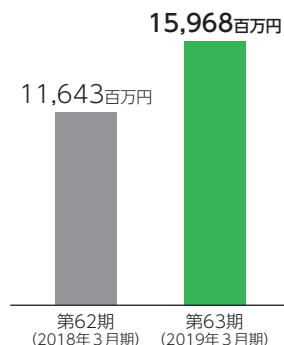
前連結会計年度比 12.5%増



■営業利益

15,968百万円

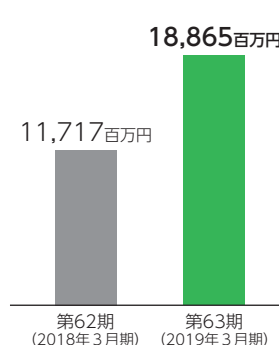
前連結会計年度比 37.1%増



■経常利益

18,865百万円

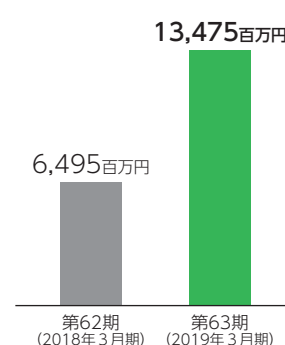
前連結会計年度比 61.0%増



■親会社株主に帰属する当期純利益

13,475百万円

前連結会計年度比 107.5%増



1 価格帯への集約等は2020年度の薬価改定から適用される予定です。薬価改定についても、2018年4月に実施された2年に1度の通常の薬価改定に続き、2021年度以降は中間年における薬価改定が行われることが決まっており、毎年薬価改定となります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、市場実勢価格を踏まえて薬価改定が行われるなど、ジェネリック医薬品業界は大きな変化の時期を迎えています。

このような状況のもと、当社グループにおいては、2018年5月に発表した「中期経営計画2018-2020 PROACTIVE」に基づき、国内ジェネリック医薬品事業を基盤としつつ、新規市場への進出・新規事業の創出など、より世の中や地域社会に必要とされる企業となるべく各種施策に取り組んでいます。

販売面に関しては、6月に新製品8成分23品目を初年度売上高1,300百万円の計画で販売を開始し、12月には新製品6成分14品目を初年度売上高460百万円の計画で販売を開始しました。これにより、当社のジェネリック医薬品の製品数は347成分779品目となりました。また、2017年4月より開始した「東和式販売体制（医薬品卸との協業）」は2年経過し、当社の製品を全国の医療機関・保険薬局へお届けできる体制がより整備され、売上が順調に推移しました。

生産面に関しては、7月には山形工場新棟に製造設備を追加し、大阪・岡山・山形の3工場で110億錠の生産能力（建屋は140億錠まで対応可能）となりました。

新規事業に関しては、10月に地域共生社会の実現に貢献するためにITを中核としたサービスを提供する「Tスクエアソリューションズ株式会社」をTIS株式会社と合併で設立しました。

このような活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、近年の追補品も順調に推移し、105,104百万円（前期比12.5%増）となりました。売上原価率は54.0%と前期比0.1ポイント上昇したものの、売上総利益は48,399百万円（同12.4%増）となりました。また、販売費及び一般管理費については、人件費、研究開発費等の増加により32,431百万円（同3.3%増）となりました。その結果、営業利益は15,968百万円（同37.1%増）、経常利益は18,865百万円（同61.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,475百万円（同107.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強などを目的として、総額6,011百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、借入金により5,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 第60期 (2016年3月期) | 第61期 (2017年3月期) | 第62期 (2018年3月期) | 第63期 (当連結会計年度) (2019年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | 82,115 | 84,949 | 93,430 | 105,104 |
| 経常利益 | 10,157 | 7,417 | 11,717 | 18,865 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 7,684 | 5,576 | 6,495 | 13,475 |
| 1株当たり当期純利益 | 154円19銭 | 113円32銭 | 132円00銭 | 273円85銭 |
| 総資産 | 156,851 | 165,247 | 177,181 | 188,803 |
| 純資産 | 70,605 | 74,945 | 79,920 | 91,771 |
| 1株当たり純資産額 | 1,434円79銭 | 1,522円99銭 | 1,624円09銭 | 1,864円92銭 |

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第60期(2016年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|-------|---------|--------------------|
| ジェイドルフ製薬株式会社 | 40百万円 | 100% | 医療用医薬品の製造・販売 |
| 大地化成株式会社 | 50百万円 | 100% | 医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造 |

(4) 対処すべき課題

「(1) 当連結会計年度の事業の状況」の「①事業の経過及び成果」に述べているように、業界環境が大きく変化していますが、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業であり続けることを目指しています。

当社は、ジェネリック医薬品事業でこれまで以上の信頼を得る企業になるとともに、医薬品産業の中で確かなポジションを確立すべく尽力していきます。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、新しい医療体制に対応した健康関連事業の創出にも注力していきます。そのために、当社は以下の3つの基本方針に沿って、各課題に取り組んでまいります。

基本方針1 国内ジェネリック事業の確実な成長

当社がこれまでに注力してきた取り組みである「安定供給体制の向上」「東和式販売体制の確立」「製品総合力No. 1の製品づくり」により国内のジェネリック医薬品事業を成長させてまいりました。引き続き、当社のコア事業として当該事業を確実に成長させるために、「安定供給体制の維持・強化」「東和式販売体制の最適化」「製品総合力No. 1の製品づくり」の課題に取り組めます。

「安定供給体制の維持・強化」

当社は原薬確保から製品配送に至るまでの原薬・生産・物流・営業の全てにおいて当社独自の仕組みを有しており、当社製品を安定して供給できる体制の維持・強化に取り組めます。

「東和式販売体制の最適化」

当社は情報提供体制を拡充し、営業所及び代理店、医薬品卸との連携により最適な流通チャネルの確立に取り組めます。

当社は、代理店との関係強化・共存共栄を図るとともに、営業所の新設も進め、当連結会計年度末時点で合計72カ所の営業所を有しています。引き続き、ジェネリック医薬品の使用数量が急拡大する地域においては、取引軒数の増加、売上の増加などに対応し、当該地域の営業効率を高めるために営業所を新設・拡張・移転します。また、2017年度から開始した医薬品卸との協業を進め、流通チャネルを拡充し、医療現場のニーズに沿って当社製品をお届けすることでシェア拡大に努めます。

「製品総合力No. 1の製品づくり」

当社は、総合ジェネリック医薬品メーカーとして、必要とされる医薬品の品揃えを行うことに留まらず、製品総合力でトップのジェネリック医薬品メーカーを目指します。患者の服薬アドヒアランスの向上、医薬品の適正使用、医療関係者の安全性や利便性などの観点で、多面的な工夫を加えることでより高い付加価値を提供できる医薬品を開発します。さらに、将来にわたって使い続けられると思われる製剤については、医療機関や患者等からの要望により、適切な改良と改善を繰り返し実施します。

基本方針2 さらなる製品品質の進化

当社の持続的な成長に向けて製品品質をさらに進化させるため、「RACTAB技術の高性能化」「有効成分の安定化技術の確立」「新たな結晶化技術の確立」「連続生産プロセスの確立」に取り組みます。また、ジェネリック医薬品メーカーとしてのイノベーションにも挑戦します。

製剤に関しては、工夫や製品品質を高めるための基盤技術を蓄積し、原薬に関しては、原薬の結晶形を自由にコントロールすることを可能にする基盤技術を蓄積し、生産に関しては、効率的な製造プロセスの確立に向けた取り組みを行います。

基本方針3 新規市場への進出と新規事業の創出

当社のコア事業であるジェネリック医薬品の国内での販売に加えて、新規市場である海外市場への進出に取り組みます。国内で受け入れられた製品を必要とされる海外市場へ提供していくことを目指し、海外諸国において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係なども探索しています。

また、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組みます。

さらに中長期的な取り組みとして、バイオ後続品市場への参入に向けた事業展開の方向性についても引き続き検討しています。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、医療用医薬品の製造・販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

| | 機能 | 名称 | 所在地 |
|--------------|-------------|------------|-----------|
| 当 社 | 本 社 | 本 社 | 大阪府門真市 |
| | | 守 口 別 館 | 大阪府守口市 |
| | | 東 京 支 社 | 東京都千代田区 |
| | 研 究 所 | 中 央 研 究 所 | 大阪府門真市 |
| | | 製 剤 研 究 所 | 大阪府門真市 |
| | | 京都分析科学センター | 京都府京都市 |
| | | 尼崎リサーチセンター | 兵庫県尼崎市 |
| | 工 場 | 大 阪 工 場 | 大阪府門真市 |
| | | 岡 山 工 場 | 岡山県勝田郡勝央町 |
| | | 山 形 工 場 | 山形県上山市 |
| | 物 流 セ ン タ ー | 西日本物流センター | 岡山県勝田郡勝央町 |
| | | 東日本物流センター | 山形県山形市 |
| | 営 業 所 | 大 阪 営 業 所 | 大阪府大阪市 |
| 他、全72営業所 | | | |
| ジェイドルフ製薬株式会社 | 本 社 | 本 社 | 滋賀県甲賀市 |
| | 工 場 | 土 山 工 場 | 滋賀県甲賀市 |
| 大地化成株式会社 | 本 社 | 本 社 | 兵庫県神崎郡福崎町 |
| | 工 場 | 兵 庫 工 場 | 兵庫県神崎郡福崎町 |
| | | 姫 路 工 場 | 兵庫県姫路市 |

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 2,472 (643) 名 | 23名増 (8名増) |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------------|------------|-------|--------|
| 2,229 (643) 名 | 25名増 (8名増) | 36.5歳 | 9.6年 |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 18,205百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 12,911百万円 |
| 山形県 | 6,220百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 4,180百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、興和株式会社から、当社製品ピタバスタチンCa・OD錠4mg「トーフ」について同社の製剤特許の特許権侵害を理由として販売の差し止めを求める訴訟を提起されておりました。2018年4月に知的財産高等裁判所で当社敗訴の判決が言い渡され、2019年2月に最高裁判所で当社の上告受理申し立てを受理しない決定が下されましたが、既に当社は同製品を安定的に供給できる措置を講じております。

また、当社は、2018年6月及び2019年3月に、興和株式会社から、ピタバスタチンCa・OD錠1mg「トーフ」、同2mg「トーフ」及び同4mg「トーフ」について同一の特許の特許権侵害を理由として損害賠償を求める訴訟を提起されておりますが、当社からも特許庁に対して同特許の無効審判を請求しており、裁判所及び特許庁において現在係争中です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 49,000,000株
 ② 発行済株式の総数 17,172,000株
 ③ 株主数 3,705名
 ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------------|---------|--------|
| (株) 吉田事務所 | 6,700千株 | 40.84% |
| 吉田逸郎 | 485千株 | 2.95% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) | 472千株 | 2.88% |
| 東和薬品共栄会 | 458千株 | 2.79% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9) | 391千株 | 2.38% |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 387千株 | 2.36% |
| (有) 吉田エステート | 300千株 | 1.82% |
| 東和薬品社員持株会 | 257千株 | 1.56% |
| ザバンクオブニューヨークメロン 140044 | 232千株 | 1.41% |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224 | 226千株 | 1.38% |

- (注) 1. 当社は自己株式768,961株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

2015年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

| | |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日 | 2015年7月23日（ロンドン時間） |
| 新株予約権の数 | 1,500個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は11,368円とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2015年8月6日から2022年7月8日まで (行使請求受付場所の現地時間) |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 2022年4月1日（同日を含まない）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権付社債の残高 | 15,000百万円 |

(注) 新株予約権付社債の転換価額は、2019年4月1日付で実施した株式分割前の当期末（2019年3月31日）現在の転換価額を記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 吉田逸郎 | ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長 |
| 常務取締役 | 白川敏雄 | 国際事業本部 兼 開発企画室 担当 製品戦略本部長 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長 |
| 常務取締役 | 今野和彦 | 生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部 兼 基盤技術研究所 兼 委受託統括部 担当 |
| 取締役 | 森野禎之 | 購買本部長 |
| 取締役 | 内藤泰史 | 物流部 担当 営業本部長 |
| 取締役 | 田中政男 | 管理本部長 |
| 取締役 | 前山茂 | 信頼性保証本部長 |
| 取締役 | 栄木憲和 | アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役 |
| 取締役 | 根本秀人 | 日本アイ・ビー・エム(株)パートナー |
| 常勤監査役 | 栗原一夫 | — |
| 監査役 | 皆木武久 | — |
| 監査役 | 森野實彦 | 三橋・森野・岡澤法律事務所代表 |
| 監査役 | 三村淳司 | 三村公認会計士事務所代表 (株)アジュバンコスメジャパン社外取締役 (株)イーアイティー社外監査役 (株)幸和製作所社外監査役 |

- (注) 1. 取締役栄木憲和氏及び根本秀人氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、栄木憲和氏及び根本秀人氏を独立役員として届け出ております。
2. 監査役森野貴彦氏及び三村淳司氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、森野貴彦氏及び三村淳司氏を独立役員として届け出ております。
3. 監査役三村淳司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 |
|----------|------|----------------------------|
| 常務取締役 | 白川敏雄 | － |
| 常務取締役 | 今野和彦 | 信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部 担当 |
| 取 締 役 | 内藤泰史 | 営業本部長 兼 物流部 担当 |
| 取 締 役 | 田中政男 | 管理本部 担当 |

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名 | 退 任 日 | 退 任 理 由 | 退任時の地位 |
|------|------------|---------|--------|
| 中嶋欣治 | 2018年4月30日 | 辞 任 | 取 締 役 |
| 沖本和人 | 2018年6月26日 | 辞 任 | 取 締 役 |

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 11名 (2名) | 437百万円 (15百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4名 (2名) | 28百万円 (8百万円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 15名 (4名) | 466百万円 (24百万円) |

- (注) 1. 上記には、2018年4月30日をもって退任した取締役1名と2018年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

5. 取締役の支給額は、以下の報酬等から構成されております。
 - ・当事業年度に係る報酬等（注7参照）

| | | |
|-----|-----|--------|
| 取締役 | 11名 | 210百万円 |
|-----|-----|--------|
 - ・当事業年度において受ける見込みの額が明らかとなった報酬等（上記当事業年度に係る報酬等及び当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除く。）（注6参照）

| | | |
|-----|----|--------|
| 取締役 | 2名 | 227百万円 |
|-----|----|--------|
6. 2018年6月26日開催の第62期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い役員退職慰労金を取締役分については335百万円（うち社外取締役分1百万円）の範囲内で、監査役分については15百万円の範囲内で、それぞれ贈呈することを決議いただいております。過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額を除いた取締役2名に対する功労加算金227百万円を当事業年度にて費用処理しております。
7. 支給額のうち当事業年度に係る報酬等には、以下のものも含まれております。
 - ・2019年6月25日開催予定の第63期定時株主総会において付議いたします役員賞与

| | | |
|-----|----|-------|
| 取締役 | 7名 | 82百万円 |
|-----|----|-------|
8. 上記のほか、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会の決議に基づき、同株主総会終結の時までに退任した取締役に對し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

| | | |
|-------|----|------|
| 退任取締役 | 2名 | 5百万円 |
|-------|----|------|

上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額5百万円が含まれております。
9. 当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役森野實彦氏は、三橋・森野・岡澤法律事務所の代表であります。三橋・森野・岡澤法律事務所は、当社と特別な関係はありません。なお、同事務所の岡澤成彦弁護士と当社とは2011年4月に法律顧問契約を締結しております。
- ・監査役三村淳司氏は、三村公認会計士事務所の代表であります。三村公認会計士事務所は、当社と特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柴木憲和氏は、アンジェス(株)、(株)ファンペップ、ソレイジア・ファーマ(株)及び(株)ジーンテクノサイエンスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役根本秀人氏は、日本アイ・ビー・エム(株)のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・監査役三村淳司氏は、(株)アジュバンコスメジャパンの社外取締役、(株)エーアイテイー及び(株)幸和製作所の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（12回開催） | | 監査役会（12回開催） | |
|-------------|-------------|------|-------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 栄 木 憲 和 | 12回 | 100% | — | — |
| 取締役 根 本 秀 人 | 10回 | 100% | — | — |
| 監査役 森 野 實 彦 | 12回 | 100% | 12回 | 100% |
| 監査役 三 村 淳 司 | 12回 | 100% | 12回 | 100% |

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2. 取締役根本秀人氏は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会において取締役に就任いたしましたので、出席回数については、就任後に開催された取締役会（10回）のうちの出席回数を記載しております。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役根本秀人氏は、公認会計士としての専門的な知識及び情報通信企業での経験や見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
- ・監査役森野実彦氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役三村淳司氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

② 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 33百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク

発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査役の事前の同意を得るものとします。

取締役は、原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査役への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査役からの要求に従って、随時報告するものとします。監査役は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査役は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会の主導のもと、役員及び従業員向けに日常的な啓発活動を行うとともに、コンプライアンス推進期間を設けて諸施策を実施しました。具体的には、経営トップからコンプライアンスを重視するべき旨のメッセージを役員及び従業員に対して発信しました。また、当社の事業所を訪問して、従業員からコンプライアンスに関する意見や悩み等を聴き、今後の施策に反映することとしました。さらに、個人情報保護に関するeラーニングを実施しました。

内部通報制度は当社グループ内で共通のヘルプラインとして運用されております。グループ各社から寄せられた通報に対し、コンプライアンス委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処しており、内部監査室によるモニタリングとあわせて、問題の早期発見と是正に寄与しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止、及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は12回開催され、取締役会規程に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「経営戦略会議」、「経営モニタリング会議」も開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理担当部門は経営企画部であり、「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査は内部監査室が行っております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるため、社外監査役を含む監査役は、毎月1回、監査役会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行っています。また、取締役会への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。さらに、適時、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 108,206 | 流動負債 | 37,177 |
| 現金及び預金 | 26,762 | 支払手形及び買掛金 | 6,466 |
| 受取手形及び売掛金 | 27,905 | 電子記録債務 | 9,990 |
| 電子記録債権 | 6,719 | 短期借入金 | 850 |
| 有価証券 | 4,999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 6,396 |
| 商品及び製品 | 17,591 | 未払金 | 6,205 |
| 仕掛品 | 6,504 | 未払法人税等 | 4,204 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13,858 | 役員賞与引当金 | 82 |
| デリバティブ資産 | 1,651 | その他 | 2,982 |
| その他 | 2,260 | 固定負債 | 59,854 |
| 貸倒引当金 | △48 | 新株予約権付社債 | 15,035 |
| 固定資産 | 80,597 | 長期借入金 | 43,407 |
| 有形固定資産 | 73,663 | 役員退職慰労引当金 | 14 |
| 建物及び構築物 | 47,376 | その他 | 1,398 |
| 機械装置及び運搬具 | 11,913 | 負債合計 | 97,032 |
| 土地 | 11,078 | | |
| 建設仮勘定 | 2,110 | 純資産の部 | |
| その他 | 1,184 | 株主資本 | 91,682 |
| 無形固定資産 | 1,470 | 資本金 | 4,717 |
| 投資その他の資産 | 5,463 | 資本剰余金 | 7,870 |
| 投資有価証券 | 451 | 利益剰余金 | 84,734 |
| 関係会社株式 | 199 | 自己株式 | △5,640 |
| 退職給付に係る資産 | 31 | その他の包括利益累計額 | 88 |
| 繰延税金資産 | 1,246 | その他有価証券評価差額金 | 88 |
| その他 | 3,536 | 純資産合計 | 91,771 |
| 貸倒引当金 | △0 | 負債・純資産合計 | 188,803 |
| 資産合計 | 188,803 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 105,104 |
| 売 上 原 価 | | 56,705 |
| 売 上 総 利 益 | | 48,399 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 32,431 |
| 営 業 利 益 | | 15,968 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 53 | |
| デ リ バ イ ブ 評 価 益 | 1,144 | |
| 為 替 差 益 | 958 | |
| 補 助 金 収 入 | 466 | |
| 雑 収 入 | 611 | 3,234 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 146 | |
| 和 解 金 | 148 | |
| 雑 損 失 | 42 | 337 |
| 経 常 利 益 | | 18,865 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2 | |
| 退 職 給 付 制 度 終 了 益 | 298 | 300 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 41 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 62 | |
| 減 損 損 失 | 175 | 279 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 18,886 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,595 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △185 | 5,410 |
| 当 期 純 利 益 | | 13,475 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 13,475 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 104,965 | 流動負債 | 34,684 |
| 現金及び預金 | 25,553 | 支払手形 | 619 |
| 受取手形 | 2,542 | 電子記録債務 | 9,990 |
| 電子記録債権 | 6,429 | 買掛金 | 5,349 |
| 売掛金 | 24,279 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,834 |
| 有価証券 | 4,999 | 未払金 | 5,831 |
| 商品及び製品 | 16,725 | 未払費用 | 587 |
| 仕掛品 | 6,228 | 未払法人税等 | 4,169 |
| 原材料及び貯蔵品 | 14,350 | 役員賞与引当金 | 82 |
| 前払費用 | 967 | その他 | 2,218 |
| その他 | 2,936 | 固定負債 | 56,462 |
| 貸倒引当金 | △48 | 新株予約権付社債 | 15,035 |
| 固定資産 | 78,117 | 長期借入金 | 40,050 |
| 有形固定資産 | 67,345 | 資産除去債務 | 177 |
| 建物 | 41,619 | その他 | 1,199 |
| 構築物 | 1,412 | 負債合計 | 91,147 |
| 機械及び装置 | 10,726 | 純資産の部 | |
| 車両運搬具 | 20 | 株主資本 | 91,846 |
| 工具器具備品 | 1,113 | 資本金 | 4,717 |
| 土地 | 10,492 | 資本剰余金 | 7,870 |
| 建設仮勘定 | 1,960 | 資本準備金 | 7,870 |
| 無形固定資産 | 1,455 | 利益剰余金 | 84,898 |
| ソフトウェア | 1,354 | 利益準備金 | 399 |
| その他 | 100 | その他利益剰余金 | 84,498 |
| 投資その他の資産 | 9,316 | 特別償却準備金 | 145 |
| 投資有価証券 | 451 | 圧縮積立金 | 379 |
| 関係会社株式 | 384 | 別途積立金 | 64,985 |
| 関係会社長期貸付金 | 9,135 | 繰越利益剰余金 | 18,989 |
| 繰延税金資産 | 1,207 | 自己株式 | △5,640 |
| その他 | 1,346 | 評価・換算差額等 | 88 |
| 貸倒引当金 | △3,207 | その他有価証券評価差額金 | 88 |
| 資産合計 | 183,082 | 純資産合計 | 91,935 |
| | | 負債・純資産合計 | 183,082 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高 | 102,426 |
| 売 上 原 価 | 54,867 |
| 売 上 総 利 益 | 47,558 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 31,762 |
| 営 業 利 益 | 15,796 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 97 |
| デ リ バ イ ブ 評 価 益 | 1,144 |
| 為 替 差 益 | 958 |
| 補 助 金 収 入 | 466 |
| 雑 収 入 | 815 |
| | 3,482 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 127 |
| 和 解 金 | 148 |
| 雑 損 失 | 28 |
| | 304 |
| 経 常 利 益 | 18,974 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2 |
| 退 職 給 付 制 度 終 了 益 | 298 |
| | 300 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 21 |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 62 |
| 減 損 損 失 | 175 |
| | 259 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 19,015 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,561 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △157 |
| | 5,403 |
| 当 期 純 利 益 | 13,612 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社
取締役会 御中

2019年5月20日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川佳男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社
取締役会 御中

2019年5月20日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係わる内部統制について、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

東和薬品株式会社 監査役会

| | | |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 栗原一夫 | Ⓜ |
| 監査役 | 皆木武久 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 森野實彦 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 三村淳司 | Ⓜ |

以上

株主総会会場ご案内図

大阪府門真市新橋町2番11号
会場 当社本店 2階会議室
電話 (06) 6900-9100



株主総会会場
**東和薬品株式会社
本店**

交通

京阪電鉄・大阪モノレール
門真市駅 下車

出口③ から徒歩約5分

お願い
駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。